

令和5年2月9日（木）  
産業政策課 糖質バイオ・知的財産グループ  
担当者：久保、片岡（内線 3429）  
ダイヤル：087-832-3352

## 第10回 香川県希少糖戦略会議を開催します

香川県産業成長戦略の重点プロジェクトである「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクトを効果的に推進するため、産学官が連携し、希少糖を中心とした糖質バイオに関する施策の検討や、情報交換等、様々な視点で検討を行う「第10回 香川県希少糖戦略会議」を下記のとおり開催します。

### 記

- 1 日時  
令和5年2月16日（木）10：00～12：00
- 2 場所  
香川県庁本館12階第3、4会議室
- 3 議題
  - （1）希少糖戦略会議 各部会からの報告
  - （2）県の事業報告及び次年度の取組みについて
  - （3）希少糖の生産と普及活動について
  - （4）香川大学からの話題提供
  - （5）その他
- 4 出席者  
別紙「香川県希少糖戦略会議委員名簿」に記載の各委員・顧問（一部 Web による参加）
- 5 要綱 別紙「香川県希少糖戦略会議 設置要綱」のとおり
- 6 一般傍聴  
定員10名
  - ・傍聴をご希望の方は、会議の開催時刻までに会場へお越してください。
  - ・傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 新型コロナウイルス感染予防について
  - ・入室時に係員が健康状態の確認をさせていただきます。発熱等の症状がみられる場合は、入室をお控えください。
  - ・入室時の手指の消毒やマスクの着用に御協力をお願いします。

香川県希少糖戦略会議委員名簿

令和5年2月1日現在  
(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名
秋光 和也	香川大学 農学部長 (国際希少糖研究教育機構 副機構長)
石田 豊	株式会社四国総合研究所 化学バイオ技術部 研究参与
植田 真治	香川県洋菓子協会 会長 (有限会社サンファソン 代表取締役)
内山 昇	株式会社レクザム 香川工場 第2開発部 第1開発グループ マネージャー
大西 芳秋	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 四国センター 所長
小川 雅廣	香川大学 農学部 教授
片岡 郁雄	香川大学 理事・副学長 (国際希少糖研究教育機構 機構長)
勝田 康夫	松谷化学工業株式会社 研究所長 希少糖事業本部長
菊池 正彦	帝國製菓株式会社 執行役員 製剤開発部長
熊野 哲也	四国経済産業局 地域経済部長
竹下 圭	株式会社伏見製菓所 港町事業所 糖質・バイオ研究部 機能性糖質グループ 課長
寺嶋 賢治	香川県商工労働部長 (希少糖戦略会議 副会長)
徳田 雅明	香川大学 名誉教授 (希少糖戦略会議 会長)
永富 太一	香川大学 産学連携・知的財産センター長
早川 茂	一般社団法人 希少糖普及協会 代表理事会長 公益財団法人 かがわ産業支援財団 産学官連携アドバイザー
平林 淳	名古屋大学 糖鎖生命コア研究所 特任教授
吉岡 啓志	香川県菓子工業組合 理事長 (有限会社 吉岡源平餅本舗 代表取締役)

【顧問】

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名
何 森 健	香川大学 名誉教授
近藤 浩二	一般社団法人 希少糖普及協会 顧問

## 香川県希少糖戦略会議 設置要綱

### (設置)

第1条 香川県産業成長戦略の重点プロジェクトである「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクトを効果的に推進するため、希少糖を中心とした糖質バイオに関する施策検討、情報交換、調整等を行う香川県希少糖戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 戦略会議は、別に定める委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱又は任命する。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 戦略会議には会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

3 戦略会議には副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 戦略会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見等を聞くことができる。

3 会長は、必要に応じて部会を組織し、会議を行うことができる。

4 委員から特に申し出のあった場合は、代理出席を認めるものとする。

### (庶務)

第6条 戦略会議の庶務は、香川県商工労働部産業政策課において処理する。

### (設置期間)

第7条 戦略会議の設置期間は、香川県産業成長戦略の対象期間とする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。